

(仮称) 各務山工業団地に関するQ&A

各務原市土地開発公社
(令和4年7月26日時点)

Q 1 : 航空機関連産業、ロボット IoT 関連産業、医療機器関連産業を目的とする企業のほか、自動車産業、工作機械関連産業、その他高度な技術力を持つ企業や地域の発展に貢献する意思のある企業の申し込みをお待ちしています、とありますが、上記業種でなくても申込可能なのか。

A 1 : 上記に挙げた企業はあくまでも例示であり、今回の分譲条件ではありません。今回の分譲対象業種は、製造業（日本標準産業分類・大分類E製造業）の本社及び工場・研究所となります。

日本標準産業分類（E製造業）については、総務省公式サイト（https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.htm）よりご確認ください。

Q 2 : 運送業や物流業も申し込み可能か。

A 2 : 応募対象業種は製造業の本社及び工場・研究所であるため、運送業や物流拠点は対象外となります。

Q 3 : 入札の審査を満たした場合は自動的に入札金額の大きい企業に分譲が決定するのか。

A 3 : 分譲募集要項 10 に記載のとおり、分譲資格審査と専門家による経営分析により、入札参加企業を決定します。その後、一般競争入札により落札企業が決まります。

Q 4 : 事業内容や地元を優先するような事はあるのか。反対に、市外企業、県外企業を優先するなどはあるのか。

A 4 : 一般競争入札によるため、事業内容や企業の所在地等により優遇するような取り扱いはありません。

Q 5 : 最低分譲価格は税抜きか、税込みか。

A 5 : 土地の売買にあたり、消費税は課税されません。

Q 6 : 今回の募集が 1 期分ということで、今後の計画が決まっているのか。もし、決まっていれば面積を知りたい。

A 6 : 今後の計画については、具体的に決まっています。現時点で分譲が決定しているのは、1 工区 1 期分のみとなります。

Q 7 : 上下水道ありとなっているが、それぞれの口径は。

A 7 : 上水道の本管の口径は 150mm です。口径を変更したい場合は別途お問い合わせください。下水道については 200mm です。

Q 8 : 井水は出るのか。出る場合の水量や排水規制等はあるのか。

A 8 : 地下水が取水できるかどうか（仮に取水できる場合でも企業様が希望する水量があるかどうか）については調査を実施していないため、分かりません。自社で調査をご希望の企業様は土地活用推進室へご相談ください。地下水の取水量が制限されている地域ではありませんが、500t/日以上取水する場合は、地下水資源の保全に取り組む各務原市地下水懇談会にご加入いただいています。
なお、工場排水の基準は上水道を使用しても地下水を使用しても同じです。

Q 9 : ガスは都市ガスを使用できるのか。

A 9 : 現時点では都市ガスの整備の予定はありません。

Q 1 0 : 申込書類の「⑩その他市公社が必要と認める書類」はどのような書類が必要なのか。

A 1 0 : 直近 3 期分決算書の附属明細表（附属明細書）、勘定科目内訳明細書および個別注記表の提出をお願いいたします。なお、その他にも市土地開発公社より提出を求めることがありますのでご了承ください。

Q 1 1 : 募集要項では工業専用地域に準拠となっているが、用途地域は何になるのか。

A 1 1 : 現在、各務山地区には地区計画が定められており工業専用地域に準拠していますが、引渡時までに令和 5 年 11 月末までに市街化区域に編入し、工業専用地域とする予定です。

Q 1 2 : 地質調査は行われますか？それとも購入企業が行うのでしょうか。また購入企業は、どのタイミングでなら行っても良いのでしょうか。

A 1 2 : 地質調査は、平成 31 年にボーリングを 4 カ所で実施しました。調査の結果は Web サイト内のボーリング結果をご覧ください。

このほかの場所での調査をご希望の場合、自社で調査をしていただくことは可能です。調査の時期等は土地活用推進室へご相談ください。

Q 1 3 : 分譲募集要項 3 の※1 に、送電線通過による地役権のために高さ制限があるとの記載があるが、具体的には何メートルまでか？

A 1 3 : 区画 2 は 12.0 メートル、区画 3 は 13.9 メートルです。

(送電線周りの半径 3.75 メートル以内に建物は侵入できません。)

詳細は、

中部電力パワーグリッド株式会社 岐阜電力センター送電課(Tel : 058-272-3222)

までお問い合わせください。